

介護保険負担限度額認定申請について (R3.8~)

介護保険施設への入所者やショートステイを利用したときの居住費・食費については、本人による負担が原則ですが、低所得の方については、負担限度額認定申請により居住費・食費の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減されます。

介護サービス利用時の自己負担額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{サービス費用の} \\ \text{自己負担分} \\ \text{(1~3割)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{日常生活費} \\ \text{(理美容代など)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{食費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{居住費} \\ \text{(滞在費)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{自己負担額} \\ \hline \end{array}$$

◆ 認定要件

軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯員全てが市町村民税非課税者であること
- (2) 本人の配偶者(別世帯も含む)が市町村民税非課税者であること
- (3) 預貯金等合計額が、利用者負担段階別の基準額以下であること

◆ 利用者負担と負担限度額

対象となる方の所得状況により、負担段階が区分され、負担限度額が決められています。

【食費・居住費(滞在費)の負担限度額 (単位:円/日)】

利用者負担段階	預貯金等資産状況	居住費(滞在費)				食費の負担	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多 床室	従来型個室	多床室	施設 入所	ショート ステイ
第1 段階	・高齢福祉年金受給者の方で、 世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給されている方	820	490	490 (320)	0	300	300
第2 段階	・世帯全員が住民税非課税で、 本人の課税年金収入額と合計 所得金額と非課税年金収入額 の合計額が年額80万円以下の方	820	490	490 (420)	370	390	600
第3 段階 ①	・世帯全員が住民税非課税で、 本人の課税年金収入額と合計 所得金額と非課税年金収入額 の合計額が年額80万円超120 万円以下の方	1,310	1,310	1,310 (820)	370	650	1,000
第3 段階 ②	・世帯全員が住民税非課税で、 本人の課税年金収入額と合計 所得金額と非課税年金収入額 の合計額が年額120万円超の方	1,310	1,310	1,310 (820)	370	1,360	1,300
第4 段階	・上記以外の方	2,006	1,668	1,668 (1,171)	377 (855)	1,445	1,445

※ 第2号被保険者(65歳未満)の方は、負担段階に関わらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

※ ()内の金額は、特別養護老人ホームに入所またはショートステイを利用した場合の額です。

※ 第4段階の負担額は、国が定めた基準費費用額であり、具体的な負担額は施設の基準によります。

◆ 対象となるサービス

- (1) 次の施設に入所している方の食費と居住費
 - ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 介護療養型医療施設
 - ・ 介護医療院
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
- (2) 次のサービスを利用した際の食費と滞在費
 - ・ 短期入所療養介護（介護予防を含む）
 - ・ 短期入所生活介護（介護予防を含む）

◆ 負担限度額の認定申請

居住費・食費の負担軽減を受けるためには、「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

長寿福祉課または最寄りの市民局（峰山市民局以外）へ申請書を提出してください。

利用者負担段階は、本人及び配偶者の収入や資産状況、同一世帯の課税状況等により判定します。

※申請により、交付された「介護保険負担限度額認定証」は、利用する施設に提示してください。

◆ 提出書類

- (1) 介護保険負担限度額認定申請書
- (2) 同意書
- (3) 預貯金通帳の複写（必ず記帳してから複写してください）
 - A) 銀行名・口座番号・名義人等が記載してあるページ（表紙または見開き2ページ目）
 - B) 最終記帳日から2か月前までに記帳された全てのページ。

※ 本人及び配偶者名義の全ての通帳について、残高の多寡に関わらず複写が必要です。

※ 1か月以内に記帳されているか確認してください。

（利子以外に定期的な収支の記載があれば、定期的なものの最新情報が記載されていることを確認してください。）
- (4) 定期預金（貯金）証書の複写
- (5) 有価証券の評価額が確認できる書類等の複写